



**土壤汚染対策法第4条第1項に基づく届出について
～ 一定の規模以上の土地の形質の変更届出 ～**

**広島市役所
環境局 環境保全課 水質係
(TEL:082(504)2188)**

法第4条第1項の届出について（概要）

1 届出対象行為

土地の形質の変更(掘削・盛土等)の合計面積が **3,000m²以上**※ となる行為

※ 現に有害物質使用特定施設が設置されている土地等では900m²以上

2 届出を行う者

土地の形質の変更をしようとする者

※ 一般的には **開発事業者や発注者** が該当

3 届出時期

土地の形質の変更に着手する **30日前** まで

4 届出後の対応

広島市（環境局環境保全課）において、当該土地で土壤汚染のおそれの基準（法施行規則第26条）に該当するかどうか審査

↓ おそれなし

工事着手へ

↓ おそれあり

調査命令

土壤汚染状況調査の実施
(ただちに工事着手できない)

土地の形質の変更とは

掘削深度、盛土等の厚さ、工事種類、工事場所にかかわらず、**土地の形状を変更する行為全般**を指します

※ 土地の形状を変更しない行為は土地の形質の変更には該当しません
(例：建物上屋のみ解体、アスファルト舗装切削オーバーレイ 等)

○具体例

- ・ 土地の掘削
- ・ 盛土（土砂の一時たい積を含む）
- ・ 土地の敷均し
- ・ アスファルト舗装及び舗装の剥離
- ・ 建物解体に伴う既存基礎等の撤去
- ・ 砂利、碎石の敷設
- ・ 抜根 等



配管の埋設工事等、地表面の性状（高さ、材質など）を工事前と同じ状態に戻して完了する工事であっても、工事の過程で上記の行為を伴うものは、土地の形質の変更に該当

届出の対象とならない行為

- 盛土のみ行う行為（土地の掘削を一切行わない行為）
※ 一部でも掘削を伴う場合は、盛土範囲を含めて届出対象となります
 - 全ての土地における掘削深度が最大50cm未満であって、対象となる土地の区域外へ土壌を搬出せず、かつ、土壌の飛散又は流出を伴わない土地の形質の変更
 - 農業を営むために通常行われる行為であって、区域外へ土壌を搬出しない行為
 - 林業の用に供する作業路網の整備であって、区域外へ土壌を搬出しない行為
 - 鉱山関係の土地において行われる土地の形質の変更
 - 非常災害のために必要な応急措置として行われる土地の形質の変更 等
- 具体例
 - ・ 災害発生直後の応急仮復旧工事 等

【必須書類】

- 一定の規模以上の土地の形質の変更届出書（様式第六）※
- 土地の所有者等を確認できる書類
 - ・ 登記事項証明書及び公図（コピー可）
 - ・ その他土地の所有者やその土地を実質的に管理している者が分かる書類（道路台帳等） 等
- 届出の対象となる土地の場所の位置図、案内図
- 土地の形質の変更をしようとする場所を明らかにした平面図
 - ※ 掘削及び盛土の範囲並びに形質変更範囲の面積の根拠を示したもの
- 土地の形質変更の深さを示した立面図及び断面図

【届出者と土地所有者等が異なる場合】

- 土地の形質の変更に係る所有者等の同意書等

※ 届出書鑑と届出書作成のてびきについては、広島市HPで公開しています
(URL <https://www.city.hiroshima.lg.jp/site/kankyohozen/13346.html>)

未届けの際の罰則について

法第4条第1項に基づく届出をせずに、土地の形質の変更を行った場合には、罰則規定（法第66条）があります

○土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）

第66条 次の各号のいずれかに該当する者は、3月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。

一 （省略）

二 第4条第1項又は第12条第1項の規定に違反して、届出をしないで、又は虚偽の届出をして、土地の形質の変更をした者

三～十 （省略）

❖問い合わせ先❖

【所在地】

広島市中区国泰寺町一丁目6番34号
(広島市役所 環境保全課 水質係 (本庁舎4階))

【電話番号】

082(504)2188

❖主な公開情報❖

【広島市役所 環境保全課 窓口公開】

- ・有害物質使用特定施設を設置している事業場名簿 ※ 広島市内のみ

【ホームページ公開】

- ・「土壌汚染対策法第4条第1項届出様式」等の届出様式掲載ページ
<https://www.city.hiroshima.lg.jp/site/kankyohozen/13823.html>
- ・「一定の規模以上の土地の形質の変更届出書作成のてびき」掲載ページ
<https://www.city.hiroshima.lg.jp/site/kankyohozen/13346.html>

ご不明な点、ご質問等ありましたら、お気軽に問い合わせください。